

首都直下地震対策分科会 設置要綱（案）

（目的）

第1条 本分科会は、首都直下地震の発生時の災害廃棄物対策における国・地方公共団体等の行政機関、各種団体、企業等（以下「各主体」という。）による広域的な連携・協力について検討・調整を行うとともに、各主体における関連する取組に関する情報共有等を行うことを目的とする。

（取組事項）

第2条 本分科会の取組事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 各主体が実施又は検討している首都直下地震発生時の廃棄物対策に関連する情報の共有
- (2) 首都直下地震発生時の災害廃棄物対策に関する広域的な連携・協力体制の検討・構築・調整
- (3) 首都直下地震発生時の災害廃棄物対策に関する調査の検討・実施
- (4) その他必要な事項

（構成員）

第3条 本分科会の構成員及びオブザーバーは、別表のとおりとする。

（開催頻度）

第4条 本分科会は当面の間、年数回程度開催する。

（資料等の取扱い）

第5条 分科会の提出資料及び議事は、個別地域の被害想定等に関する情報を取り扱うため、原則として非公開とする。ただし、分科会において、大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会への報告、関係者への取組の周知等のために必要と認めた場合には、その限りでない。

（事務局）

第6条 事務局を、環境省関東環境局資源循環・災害廃棄物対策課におく。

（その他）

第7条 本要綱は、構成員の承認を得て変更することができる。

2 本要綱に定めるもののほか、分科会の運営に関して必要な事項は分科会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月15日から施行する。

別表

構成員名簿

【地方自治体（11 団体）】

（都県）

埼玉県 環境部資源循環推進課長

千葉県 環境生活部循環型社会推進課長

東京都 環境局資源循環推進部災害廃棄物対策専門課長

神奈川県 環境農政局環境部資源循環推進課長

（指定市・特別区関係団体）

さいたま市 環境局資源循環推進部資源循環政策課長

千葉市 環境局資源循環部廃棄物対策課長

横浜市 資源循環局総務課長

川崎市 環境局生活環境部廃棄物政策担当課長

相模原市 環境経済局環境部廃棄物政策課長

東京二十三区清掃一部事務組合施設管理部管理課長

特別区災害廃棄物処理対策検討会会長

【民間団体（9 団体）】

（廃棄物処理関係団体）

一般社団法人埼玉県環境産業振興協会会長

一般社団法人千葉県産業資源循環協会会長（公益社団法人全国産業資源循環連合会
関東地域協議会会長）

一般社団法人東京都産業資源循環協会会長

公益社団法人神奈川県産業資源循環協会会長

一般社団法人持続可能社会推進コンサルタント協会専務理事

（解体工事業関係団体）

一般社団法人埼玉県解体工事業協会会長

千葉県解体工事業協同組合理事長

一般社団法人東京建物解体協会会長

一般社団法人神奈川県解体工事業協会会長

【有識者（1 名）】

国立研究開発法人国立環境研究所資源循環領域廃棄物処理処分デザイン工学研究室
主任研究員 多島 良

【国の機関】

国土交通省関東地方整備局 防災室長

国土交通省関東地方整備局 道路部道路管理課道路防災調整官

国土交通省関東地方整備局 港湾空港部港湾空港防災・危機管理課長

国土交通省関東運輸局 総務部安全防災・危機管理課長

環境省関東環境局 資源循環・災害廃棄物対策課長

【オブザーバー】

財務省関東財務局 管財第1部管財総括第1課

陸上自衛隊東部方面総監部 防衛部防衛課

公益社団法人全国都市清掃会議関東地区協議会

一般社団法人セメント協会

一般社団法人日本災害対応システムズ

一般社団法人日本建設業連合会関東支部